明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二二六）　二
〔公告〕
諸事項　三
裁判所
破産関係

本号で公布された法令のあらまし

◇外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二二六号）

（財務省）

一　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令に改めることとした。

2　外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設等に伴い、次の措置を講ずることとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第一条～第三四条関係）

㈠　租税条約の相手国等以外の外国であって相互主義を満たす外国（以下「外国」という。）として、台湾を指定する。

㈡　外国居住者等の範囲、国内事業所等の範囲、双方居住者の範囲を定める。

㈢　事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税について、非課税の対象となる事業から生ずる所得の範囲の細目を定める。

㈣　国際運輸業に係る所得に対する所得税若しくは法人税又は事業税の非課税について、非課税の対象となる国際運輸業に係る所得に、当該事業に付随して行われる船舶又は航空機の貸付け等及び空港とその他の場所との間の旅客又は貨物の運送業務から生ずる所得を含める。

㈤　外国関連者との取引に係る課税の特例について、外国関連者とされる外国居住者等と居住者又は内国法人との間の特殊の関係の範囲等を定める。

㈥　配当等に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税について、その支払を受ける利子が非課税とされる外国の中央銀行等の範囲、法人税の軽減額の計算に係る税率、軽減又は非課税の対象となる配当及び利子の範囲等を定める。

㈦　割引債の償還差益に係る所得税の還付について、外国居住者等に対して還付する所得税の額の計算方法等を定める。

㈧　資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税について、非課税の対象となる資産の譲渡により生ずる所得の範囲の細目等を定める。

㈨　報酬又は給与に対する所得税の非課税について、外国居住者等が短期滞在となった場合の所得税の還付に関する手続の細目、非課税の対象となる船舶又は航空機において行う人的役務の提供の範囲を定める。

㈩　法人の住民税の均等割の非課税について、非課税の対象となる法人の細目を定める。

(一)　源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給について、加算金の計算の細目等を定める。

(二)　個人の住民税に係る特別過誤納金の支給について、加算金の計算の細目等を定める。

(三)　台湾の居住者が営む国際運輸業に係る所得についての非課税措置に関する規定を削除することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令別表関係）

二　所得税法施行令の一部改正関係

居住者の外国税額控除の対象とならない外国所得税の額の範囲に、外国において外国居住者等の所得に対する所得税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額を加えることとしたほか、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設等に伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法施行令第一七〇条の三、第二二二条の二、第二二五条の二、第二九二条の九関係）

三　法人税法施行令の一部改正関係

内国法人の外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の範囲に、外国において外国居住者等の所得に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額又は免除することとしたほか、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設等に伴う所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令第一四二条の二、第一四五条の二、第一五五条の二七、第一九五条関係）

四　租税特別措置法施行令の一部改正関係

振替国債等の利子の課税の特例、振替社債等の利子等の課税の特例及び振替割引債の差益金額等の課税の特例における適格外国仲介業者の要件の細目を定めることとしたほか、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設等に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第三条、第三条の二、第二六条の二〇、第二七条の二、第三九条の一二、第三九条の一三関係）

五　復興特別所得税に関する政令の一部改正関係

割引債の償還差益に係る復興特別所得税の還付について、外国居住者等に対して還付する復興特別所得税の額の計算方法等を定めることとした。（復興特別所得税に関する政令第一三条関係）

六　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。